

令和6年度即戦力となる消費生活相談員育成講座募集要項

本講座は、大阪府内の消費生活センター(消費生活相談窓口含む)(以下「消費生活センター等」という。)の消費生活相談員として従事するために必要となる知識、技能を修得するための講座であり、大阪府内消費生活センター等の消費生活相談員として就職を希望する者を対象としています。

募集に当たっての注意事項は以下のとおりです。

1. 応募資格:

消費生活相談員資格(改正消費者安全法(H26.6)に基づく)の保有者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律附則第3条により消費生活相談員資格試験に合格した者とみなされる者を含む)であり、以下の条件等を満たす者とします。

- ・(独)国民生活センター又は全国の地方公共団体の消費生活センター等の消費生活相談員として勤務経験の無い者
 - ・民間企業等において消費者対応などの経験を有する者
 - ・大阪府内消費生活センター等の消費生活相談員への就職を希望する者で、他都道府県の消費生活センター等や企業の消費者対応部門等への就職活動を行わない者
- なお、本講座は大阪府内消費生活センター等の消費生活相談員への就職を保証するものではありません。
- ・基礎的なパソコン操作の技能を有する者
 - ・Zoomを用いたオンライン講座を受講できる設備、技能を有する者
 - ・下記日時のいずれかの募集説明会に参加できる者
- 5月16日(木)20時～ web会議 Zoom
5月17日(金)20時～ web会議 Zoom
5月18日(土)11時～ web会議 Zoom

2. 募集人数:10名程度

3. 受講費用:講座の受講費は無料(交通費等の自己負担あり)

4. 選考方法:

個人面談により選考します(募集説明会後を予定、時間は別途調整します)。

選考結果はメールでお知らせします。

5. 応募受付

募集説明会にて応募手続きをお伝えします。

6. 講座開催期間:

2024年6月16日～2025年3月上旬(1人当たり受講回数45回程度)

なお、成績が優良で即戦力として勤務が可能であると判断できる者については、大阪府内消費生活センター等の消費生活相談員の募集状況に応じて、受講期間を短縮し、早期に講座を修了することがあります。

7. その他注意事項:

その他の注意事項は、以下のとおりです。

- ・開催する講座等は、平日、土日祝日を問わず、週1～2回を原則とします。
- ・個人情報等に関わる講座であるため、秘密保持契約を締結し、期間終了後も秘密の保持を求めます。
- ・講座以外に、定期的に面談等を実施します。
- ・受講費用は無料ですが、それ以外の講習会場等までの交通費、筆記用具等の文具類、資料等の通信郵送費、本事業で実施するものとは異なる研修講座の参加費などは自己負担とします。
- ・本講座は大阪府からの受託事業として実施するものであり、大阪府へ受講生の履歴や受講状況等を提供します。また、必要に応じて、大阪府内の市町村へ情報を提供することがあります。
- ・期間の終了時に最終試験を実施し、合否判定を行います。

以下は、原則認められませんので、応募にあたっては特に留意願います。

- ・自己都合により無断で講座を欠席すること
- ・定期的な面談を受けないこと

以上